平成10年度　中学生税についての標語

◎巻税務署長賞

納税は　みんなのために　はたす義務

月中2年　石川結子

平成10年分 住民税 所得税 確定申告

平成10年分、所得税の確定申告や村県民税の申告が2月16日から始まります。

月潟村でも、2月19日から役場相談室において、各地区別に日程を決めて納税相談を行ないます。

相談期間中は、大変混雑しますので、先に配布済の「納税相談の日程について」をよくお読みの上、申告に必要なものを用意して、定められた日においでください。

※問い合せ先

月潟村役場（税務係）☎375－2710

巻税務署　☎0256－72－2355

確定申告は「自力記載・自力申告」で

所得税は、各人の所得に対して課税される税金であり、各人が自分の所得金額とその所得金額に対する所得税額を計算して、これを申告し、その申告した所得税額を自発的に納税する制度を採用しています。

同封の「所得税の確定申告の手引き」や「申告書の書き方」などを参考に計算し、確定申告書を記載してください。

また、土地や建物の譲渡所得や贈与税の納税相談は、税務署のみの相談になります。

税務署の会場では、職員が納税者に代わって確定申告書等を記入することはありません。

なお、記入できないところは、職員が指導します。

確定申告をしなければならない人

①事業をしている場合、不動産収入のある場合及び土地や建物を売った場合などで、平成10年中の所得金額の合計額から所得控除等の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額を超えるとき。

②サラリーマンで給与の年収が、2，000万円を超えるとき。

給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える時

※①、②に該当しない場合でも、村・県民税の申告はしなければなりません。

《申告に必要なもの》

①所得の算出に必要なもの

②源泉徴収票

③各種保険料控除の支払い証明書等

④身体障害者手帳及び戦傷病者手帳

⑤医療費控除を受けようとする方は医療費の領収書

⑥印鑑

こんな所得税控除もあります

◎自宅を新築・購入・増改築をした場合

〔住宅取得等特別控除〕

◎多額の医療費を支払った場合

〔医療費控除〕

※これらの控除を受けようとする人は、事前に関係書類を用意しておいてください。

また、税務署から申告用紙の配布のあった人は、必ず持参してください。

平成10年分 農業所得標準

平成10年分の農業所得標準が、1月27日県下一斉に開示されましたのでお知らせします。農業所得を標準で算出される方は参考にしてください。

また、今年は、収入については個々に申告していただき経費のみが標準で示されています。

1、普通田畑経費標準

(1) 水稲

117，776円（10a当たり）

青刈稲にかかる経費標準額については、水稲経費標準額の30％相当額とする。

なお、青刈稲を飼料用等として他に販売した場合には、その金額は収入金額となる。

(2) 露地畑

133，004円（10a当たり）

ただし、作付面積が10a以上の場合で、10a当たりの収入金額が20万円を超える場合は、10a当たり20万円を超過する収入金額の66％を上記経費標準額に加算する。

(3) 転作畑

133，004円（10a当たり）

ただし、作付面積が10a以上の場合で、10a当たりの収入金額が20万円を超える場合は、10a当たり20万円を超過する収入金額の66％を上記経費標準額に加算する。

2、特殊田畑標準

(1) しいたけを除く特殊田畑経費標準（10a当たり）

作物名等		経費標準額
梨		306,631円
桃		248,463円
ぶどう	ハウス	380,289円
	露地	222,690円

※農業所得標準等についての問い合わせは、役場税務係でおたずねください。

月潟村表彰式

平成10年度の村政功労者の表彰式が1月10日、農村環境改善センターで行われました。

今年度、村の発展・産業文化・福祉の向上などに尽くされた11人の方々が表彰されました。新春講演会と併設したことから、多くの村民のみなさんを前にして、いくぶん緊張ぎみのなか、村長から1人1人に表彰状と記念品が贈られました。表彰された方を紹介します。

1、村の行政・教育文化・産業・保健衛生・民生・土木・土地改良・災害・納税・慈善事業・その他公益事業について功労顕著なる者

入澤　喜七郎さん
（平成10年8月8日没）
（議員を始め村の要職を歴任された功績）

藤村　義一さん
（平成9年12月5日没）
（議員を始め村の要職を歴任された功績）

小林寅雄さん
（民生委員として満12年以上在職された功績）

小林孝子さん
（民生委員として満12年以上在職された功績）

高木吉衛さん
（国民年金委員として満12年以上在職された功績）

川村賢一さん
（陸上部育成に対し多大な功績）

北澤一幸さん
（昭和53年4月から月潟村職員として勤務）

2、村の職員として満20年以上勤務し成績がすぐれ功労があると認められる者

3、徳行のすぐれた者

野内れいさん
（献血30回以上）

小野塚喜一さん
（絵画の寄附）

金子一榮さん
（金員の寄附）

4、村に対し、全額または価格30万円以上の寄附をした個人または100万円以上の寄附をした団体

㈱レック三和
（金員の寄附）